

2009年度
関西学院大学ロースクール

一般入試（法学既修者）

商		法	問題
民	事	法	問題
刑	事	法	問題
行	政	法	問題

開始の指示があるまで内容を見てはいけません

解答はすべてマーク式解答用紙にマークしてください。

- ・マークはマーク枠の中を完全にぬりつぶしてください。
- ・一度記入したマークを訂正する場合、消しゴムで完全に消してからマークしなおしてください。

【商 法 問 題】

設問 1 A の販売する原石を B が加工し宝石として販売するために買い入れるについて C が介在した次の場合のうち、売買契約が A ・ B 間で成立する場合の個数を 1 つ選びなさい。

ア C が A から委託を受けた問屋である場合。

イ C が A から委託を受けた仲立人である場合。

ウ C が A から委託を受けた媒介代理商である場合。

エ C が A から委託を受けた締約代理商である場合。

オ C が B から原石買い入れにつき契約締結権限を付与されており、C は A に対して自己が B の代理人である旨を伝えなかったものの、A は C が B の代理人であることを知っていた場合。

α : 1 個 β : 2 個 χ : 3 個 δ : 4 個 ε : 5 個

設問 2 競業避止義務に関する次の記述のうち、誤っているものの組合せを 1 つ選びなさい。

ア 会社の支配人は、会社の事業に関する包括的代理権を有することから、自ら営業を行うことも、他の会社の取締役になることも認められない。

イ 会社法上の代理商は、会社のために平常の事業の部類に属する取引の代理または媒介を行うことから、その会社の事業と同一の事業を行う会社の取締役になることは認められない。

ウ 株式会社の取締役は、少なくとも会社の重要な業務執行に関する意思決定に参加することから、当該会社の事業の部類に属する取引を行うのは、株主総会または取締役会の承認を必要とする。

エ 委員会設置会社における執行役は、当該会社の事業の部類に属する取引を行うには、取締役会の承認を必要とする。

オ 持分会社においては、業務を執行する社員は、当該会社の事業の部類に属する取引を行うには社員全員の承認を受けなければならない。

α : アとイ β : イとウ χ : ウとエ δ : エとオ ε : イとオ

設問3 単元株に関する次の記述のうち、誤っているものの組合せを1つ選びなさい。

- ア 一単元となる株式の数は、定款で定めなければならない。
- イ 一単元となる株式数の上限は、法務省令で千とされている。
- ウ 単元未満株式には、議決権は与えられていない。
- エ 種類株式発行会社では、単元株式数は各種類株式ごとに定めることは許されず、統一した数でなければならない。
- オ 単元株式数を増加させたり、減少させたりするときには、定款変更の総会決議を必要とする。

α : アとイ β : アとオ χ : イとウ δ : ウとオ ε : エとオ

設問4 株主総会における委任状制度と書面投票制度に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 株主総会に出席できない株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合は代理権を証明する書面（委任状）を会社に提出しなければならない。
- イ 証券会社に上場されている会社が議決権の代理行使を勧誘するときには、参考書類を送り、かつ委任状に賛否を明記できるようにしなければならない。
- ウ 公開会社にあつては、議決権を有する株主の数にかかわらず、取締役は、株主総会を招集するに当たり、総会に出席しない株主が書面によって議決権を行使できる旨（書面投票制度）を定めなければならない。
- エ 会社法により書面投票が義務づけられていない会社にあつても、取締役（株主が株主総会を招集する場合は、当該株主）は、総会を招集するに当たって、書面投票制度を採用することができる。
- オ 書面による議決権の行使が認められる場合、株主は、会社の営業時間内は、いつでも、提出された議決権行使書面の閲覧または謄写を請求することができる。

α : ア β : イ χ : ウ δ : エ ε : オ

設問5 募集株式の発行に関する次の記述のうち、正しいものの組合せを1つ選びなさい(会社は取締役会設置会社であることを前提とする)。

- ア 公開会社でない会社では、株主は原則として募集株式を引き受ける権利を与えられていることから、募集事項の決定はつねに株主総会の決議によらなければならない。
- イ 公開会社では、迅速な資金調達の高必要性から、募集株式の決定はつねに取締役会をもって行うことができる。
- ウ 第三者割当において、払込金額がその第三者にとって特に有利な金額であるときには、割当を受けない株主には、その結果として、株式価値の低下が生じることから、公開会社においても株主総会の決議を必要としている。
- エ 株主はその持株比率に応じて募集株式の引受権を与える場合でも、一株に満たない端数が出る時は、株主の引受権を侵害することになることから、株主総会の決議を必要とする。
- オ 募集株式の発行に際して現物出資を行うときは、設立の場合と同じく、過大評価のおそれが少なくないことから、裁判所選任の検査役による調査等の過大評価をチェックする手続が必要とされている。

α : アとイ β : イとウ γ : ウとエ δ : ウとオ ε : エとオ

設問6 監査役に関する次の記述のうち、誤っているものの組合せを1つ選びなさい。

- ア 公開会社では、監査役の任期は原則4年であるが、その任期を定款でもって短縮することは認められる。
- イ 委員会を置く旨の定款の変更があったときには、監査役の任期は、その定款の効力が生じたときに、満了する。
- ウ その発行する全部の株式について、定款を変更して、その譲渡に際して当該会社の承認を要する旨の定款を廃止するときには、監査役の任期は、その定款の効力が生じたときに、満了する。
- エ 監査役は、その会社もしくは子会社の取締役もしくは支配人その他の使用人または子会社の執行役を兼ねることは認められない。
- オ 監査役の独立性を確保する趣旨から、監査役を解任する総会決議では、定足数は議決権を有する株主の過半数が出席することが必要とされており、選任決議に際しての定足数とは区別されている。

α : アとイ β : アとエ γ : アとオ δ : ウとエ ε : エとオ

設問 7 株式会社の組織再編に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 事業譲渡において、譲渡会社の事業の一部を譲り受けるときには、譲受会社は株主総会決議を必要としない。
- イ 吸収合併では、吸収合併消滅会社の債務は当然に吸収合併存続会社に引き継がれるが、事業譲渡では、譲渡会社の債務は当然には譲受会社には引き継がれない。
- ウ 株式交換においては、株式交換完全子会社となる会社の債権者は、株式交換について異議を述べることはできない。
- エ 株式移転において、株式移転をする会社（株式移転完全子会社）の債権者は、株式移転について異議を述べることはできない。
- オ 吸収分割株式会社の債権者は、吸収分割後に吸収分割株式会社に対して履行の請求ができないときでも、吸収分割株式会社に対して、吸収分割について異議を述べることはできない。

α : ア β : イ χ : ウ δ : エ ε : オ

設問 8 各事業年度に係る計算書類の作成、監査に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 株式会社は各事業年度に係る計算書類を作成しなければならない。
- イ 監査役設置会社では、監査役の監査範囲を会計監査に限定する場合にも、監査役の監査を受けなければならない。
- ウ 監査役設置会社でかつ会計監査人設置会社では、監査役と会計監査人の監査を受けなければならない。
- エ 委員会設置会社では、監査委員会と会計監査人の監査を受けなければならない。
- オ 会計参与設置会社では、計算書類は監査役と会計監査人とともに、会計参与の監査を受けなければならない。

α : ア β : イ χ : ウ δ : エ ε : オ

設問 9 取締役の任務懈怠による会社に対する責任(以下、取締役の責任という)の免除に関する次の記述のうち、誤っているものの組合せを1つ選びなさい。

- ア 取締役の責任を免除するには、総株主の同意が必要である。
- イ 取締役の責任は、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、株主総会の決議によって、法定の一定額を限度として、免除することができる。
- ウ 取締役が2人以上存在する監査役設置会社の取締役の責任は、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、責任の原因となった事実の内容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法定の額を限度として取締役(当該責任を負う取締役を除く)の過半数の同意(取締役会設置会社にあつては取締役会の決議)によって免除することができる旨を定款で定めることができる。
- エ 取締役の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款で定めた額の範囲内であらかじめ株式会社が定めた額と最低限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を取締役と締結することができる旨を定款で定めることができる。
- オ 会社との利益相反取引をした取締役の責任は、無過失責任とされており、総株主の同意があつても、免除されない。

α : アとイ β : イとウ χ : イとエ δ : ウとエ ε : エとオ

設問 10 次のうち、取締役会を設置しなくてもよい株式会社の組合せを1つ選びなさい。

- ア 公開会社
- イ 監査役設置会社
- ウ 監査役会設置会社
- エ 会計参与設置会社
- オ 委員会設置会社

α : アとイ β : イとウ χ : イとエ δ : エとオ ε : イとオ

- - - このページは空白です - - -

【民事訴訟法 問題】

設問1 法律上の争訟に関する次の記述のうち、判例に照らして正しいものを1つ選びなさい。

- ア 住職であることの確認を求める訴えは、その前提として教義の解釈にわたる判断をしなくてよい場合であれば、法律上の争訟にあたり適法である。
- イ 宗教法人の代表役員としての地位の確認を求める訴えは、その前提として教義の解釈にわたる判断が必要とされる場合であっても、法律上の争訟にあたり適法である。
- ウ 除名された党員に対して政党が提起する建物の明渡しを求める訴えは、その前提として除名処分の有効性についての判断が必要とされる場合であっても、法律上の争訟にあたり適法である。
- エ 解任された住職に対して宗教法人が提起する建物の明渡しを求める訴えは、その前提として解任処分の有効性をめぐり教義の解釈にわたる判断が必要とされる場合であっても、法律上の争訟にあたり適法である。
- オ 国または地方自治体が、もっぱら行政権の主体として国民に対し行政上の義務の履行を求める訴えは、法律上の争訟にあたり適法である。

α : ア β : イ γ : ウ δ : エ ε : オ

設問2 訴訟要件に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア 訴訟要件とは、本案審理を開始するために必要とされる要件である。
- イ 訴訟要件を1つでも欠く訴えは棄却される。
- ウ 通説によると、訴訟要件の具備の有無は、つねに職権調査事項である。
- エ 訴訟要件の具備の審査に必要な資料の収集については、つねに職権探知主義が妥当する。
- オ 訴訟要件を欠くことを理由として出された判決の既判力は、当該訴訟要件の不存在の判断について生じる。

α : ア β : イ γ : ウ δ : エ ε : オ

設問3 裁判上の和解に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 起訴前の和解とは、訴え提起前で訴訟係属のない状態において、両当事者が簡易裁判所に出頭して和解をし、それを調書に記載してもらうことをいう。
- イ 訴訟上の和解とは、訴え提起後で訴訟係属のある状態において、両当事者が裁判所の面前で和解をし調書に記載してもらうことをいう。
- ウ 起訴前の和解には確定判決と同一の効果は認められないが、訴訟上の和解には確定判決と同一の効果が認められる。
- エ 裁判所は、訴訟のどの段階においても、和解を試みることができる。
- オ 最近の統計によると、地方裁判所が第1審として1年間に処理する通常事件の30～40%が訴訟上の和解によって解決している。

α : ア β : イ χ : ウ δ : エ ε : オ

設問4 訴訟物に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア 訴訟物とは、本案判決の主文で判断すべき事項の最小基本単位のことである。
- イ 訴状の必要的記載事項は、請求の趣旨および原因である。
- ウ 判例によれば、抽象的不作為を求める訴えは訴訟物の特定に欠けるので不適法である。
- エ 判例によれば、同一の身体傷害を理由とする場合であっても、財産上の損害と精神上の損害は、別個の訴訟物を構成する。
- オ 判例によれば、手形債権と原因債権とは同一の経済的利益の実現を目指すものであるから、同一の訴訟物を構成する。

α : ア β : イ χ : ウ δ : エ ε : オ

設問5 XのYに対する1,000万円の売買代金請求訴訟において、Yは売買契約の成立を認めたとうえで、すでに支払済みであると主張し、Xは支払いなど受けていないと陳述した。Yの支払いの有無について証拠調べをした結果、Yによる支払いはなされていないこと、および、そもそも売買契約が錯誤により無効であることが明らかになり、そのまま結審した。この事例に関する次の記述のうち、正しいものの組合せを1つ選びなさい。

ア この訴訟の訴訟物は、1,000万円の売買代金である。

イ 売買契約の成立についてYに裁判上の自白が成立している。

ウ Xは、Yの弁済の不存在を再抗弁として主張している。

エ 売買契約が錯誤により無効なのだから売買代金債権は存在しないので、裁判所は、Xの請求を棄却する判決をするべきである。

オ 売買契約の成立は判決の基礎とされるので、Yによる支払いがなされていない以上、裁判所は、Xの請求を認容する判決をするべきである。

α : アとウとエ β : イとウとオ χ : ウとエとオ
 δ : イとオ ε : ウとエ

設問6 次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

ア 証拠の申出は、書面または口頭で行う。

イ 証拠の申出は、証明すべき事実を特定して、これと証拠方法との関係を具体的に明示してしなければならない。

ウ 証拠の申出は、口頭弁論期日前においてもすることができる。

エ 証拠の申出は、証拠調べが実施されるまではいつでも撤回することができる。

オ 証拠調べは、当事者が期日に出席しない場合には、することができない。

α : ア β : イ χ : ウ δ : エ ε : オ

設問 7 次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア 貸金返還請求訴訟において、証拠調べの結果、貸金の事実について真偽不明になった場合は、裁判所は、本案判決をすることは許されない。
- イ 請負代金請求訴訟において、証拠調べの結果、請負契約の成立について真偽不明になった場合には、裁判所は、原告の請求を認容する判決をする。
- ウ 売買代金請求訴訟において、唯一の争点である売買契約に関する錯誤の事実について、証拠調べの結果、真偽不明になった場合には、裁判所は、原告の請求を棄却する判決をする。
- エ 貸金返還請求訴訟において、唯一の争点である弁済の事実について、証拠調べの結果、真偽不明になった場合には、裁判所は、原告の請求を棄却する判決をする。
- オ 請負代金請求訴訟において、唯一の争点である債務免除の事実について、証拠調べの結果、真偽不明になった場合には、裁判所は、原告の請求を認容する判決をする。

α : ア β : イ γ : ウ δ : エ ε : オ

設問 8 次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 判例によれば、被告が同意した場合や防御のためになした陳述に基づいて訴えの変更をする場合は、請求の基礎に変更があっても訴えの変更は許される。
- イ 請求の基礎に変更がない場合でも、控訴審において訴えを変更しようとするときは、つねに相手方の同意が必要である。
- ウ 訴えの変更により著しく訴訟手続を遅滞させることとなるときは、被告の同意があっても、訴えの変更は許されない。
- エ 簡易裁判所における訴えの変更は、口頭ですることができる。
- オ 訴えの変更が許される場合には、旧請求について形成された審理状態(裁判資料)を新請求においても利用することができる。

α : ア β : イ γ : ウ δ : エ ε : オ

設問9 次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 共同訴訟が認められるためには、請求の客観的併合の場合と異なり、各共同訴訟人の請求またはこれに対する請求が相互に一定の共通性・関連性を有する必要がある。
- イ 判例によれば、共同訴訟が認められるための主観的要件(請求相互の関連性)は、職権調査事項ではなく、被告に異議がなければこれを欠いてもよい。
- ウ 請求相互の関連性が希薄な場合も含め、すべての共同訴訟において、併合請求の裁判籍は認められる。
- エ 取締役解任の訴えは、会社と当該取締役を共同被告とする固有必要的共同訴訟である。
- オ 判例によれば、複数の株主の追行する株主代表訴訟は類似必要的共同訴訟であるが、自ら上訴しなかった共同訴訟人たる株主は、上訴人にはならない。

α : ア β : イ χ : ウ δ : エ ε : オ

設問10 次の記述のうち、正しいものの組合せを1つ選びなさい。

- ア 控訴状に控訴の理由の記載がないときは、控訴人は、一定の期間内に控訴理由書を裁判所に提出しなければならず、これがないときは控訴は却下される。
- イ 控訴の提起は、控訴状を管轄権のある控訴審裁判所に提出してしなければならない。
- ウ 被告は、請求認容判決に対してはもちろん、不適法却下判決に対しても控訴の利益を有する。
- エ 裁判所は、当事者が遠隔の地に住所または居所を有しているときは、その者の控訴期間につき付加期間を定めることができる。
- オ 訴えの取下げの規定が控訴の取下げに準用されていることから、控訴の取下げがあれば、訴訟は初めから係属していなかったものとみなされる。

α : アとイ β : ウとエ χ : アとオ δ : イとウ ε : エとオ

- - - このページは空白です - - -

【刑事訴訟法 問題】

設問1 起訴前に捜査機関が行う以下の請求のうち、検察官だけに請求権が付与されているものの組合せを1つ選びなさい。

- ア 逮捕状の請求
- イ 勾留状の請求
- ウ 捜索・差押え令状の請求
- エ 証人尋問の請求
- オ 通信傍受令状の請求

α : アとイ β : アとオ χ : イとエ δ : ウとエ ε : ウとオ

設問2 次の説明のうち、誤っているものの組合せを1つ選びなさい。

- ア 捜査機関から鑑定の嘱託を受けた鑑定受託者は、鑑定処分許可状により身体検査や死体の解剖をすることができるが、鑑定処分許可状の請求は検察官、検察事務官又は司法警察員がこれをしなければならない。
- イ 捜査機関は必要があるときは身体検査令状により被疑者の身体を検査を行うことができるが、刑訴法は、名誉保護など個人の尊厳の見地から、被疑者が拒絶するときも間接強制を認めるにとどめており、直接強制は許されていない。
- ウ 捜査機関は、必要があるときは、令状により、被疑者の身体を対象として捜索をすることもできる。
- エ 第1回公判期日前における証人尋問の請求は、犯罪の捜査に欠くことのできない知識を有すると明らかに認められる者が、捜査機関の取調べに対して出頭を拒み又は供述を拒んだ場合しか、認められていない。
- オ 捜査機関は、無令状逮捕である現行犯逮捕をする場合でも、逮捕令状により逮捕する場合と同じく、逮捕の現場で令状なしに差押、捜索又は検証を行うことができる。

α : アとイ β : アとオ χ : イとエ δ : ウとエ ε : ウとオ

設問3 勾留に関する制度には、起訴前勾留と起訴後勾留とで違いがある。次に挙げる制度のうち、起訴前勾留か起訴後勾留かいずれか一方でしか認められていないものの組合せを1つ選びなさい。なお、ここに言う起訴後勾留は第1回公判期日後の勾留に限定して考えなさい。

ア 勾留に対する準抗告

イ 保釈

ウ 勾留理由開示

エ 家族との接見禁止

オ 勾留の執行停止

α : アとイ β : イとウ χ : ウとエ δ : エとオ ε : アとオ

設問4 次の説明のうち、誤っているものの組合せを1つ選びなさい。

ア その資力が基準額以上である被疑者が国選弁護人の選任を請求するときは、あらかじめ、弁護士会に私選弁護人選任の申出をしていなければならない。

イ 国選弁護人の選任の請求は、勾留状が発せられていない被疑者には認められていない。

ウ 被疑者に付される国選弁護人の数は1人に限定されており、いかなる事情があろうとも複数選任は認められない。

エ 検察官又は司法警察員は、逮捕後弁解録取の機会に、国選弁護の対象となる事件について、被疑者に対して、国選弁護人選任請求権があること及びその手続について教示しなければならない。

オ 被疑者に対しては、国選弁護人が付されるのは、被疑者の請求による場合だけであって裁判官の職権による選任は認められていない。

α : アとイ β : アとオ χ : イとエ δ : ウとエ ε : ウとオ

設問5 弁護人の接見交通に関する以下の記述のうちで、最高裁判例に照らして正しいものを1つ選びなさい。

- ア 殺人被疑事件で勾留されている被疑者に対し、弁護人が接見を申し出た場合、検察官は、罪証隠滅のおそれを理由として裁判所に対して接見禁止決定を求めることができる。
- イ 殺人被告事件で起訴され勾留されている被告人に対し、弁護人が接見を申し出た場合、検察官は、被告人が他の被疑事件で逮捕・勾留されていないかぎり接見指定をすることはできない。
- ウ 検察官は、殺人被疑事件で勾留中の被疑者が事件を自白している場合、弁護人との接見を認めた場合否認に転ずる可能性がある場合には、罪証隠滅のおそれを理由として接見指定をすることができる。
- エ 殺人被告事件で起訴され勾留されている被告人に対し、弁護人が接見を申し出た場合、検察官は、被告人が他の窃盗被疑事件で逮捕・勾留されていても接見指定をすることはできない。
- オ 殺人被疑事件で勾留されている被疑者が同事件での検察官による取調べのために検察庁の庁舎内に滞在している場合には、弁護人が被疑者と会うことは一切できない。

α : ア β : イ γ : ウ δ : エ ε : オ

設問6 第1回公判前整理手続に関する以下の説明のうちで、正しいものの組合せを1つ選びなさい。

- ア 第1回公判前整理期日に被告人が出廷して異議がない旨を表明すれば、弁護人がないときでも公判前整理手続を行うことができる。
- イ 第1回公判前整理手続を経た事件についても、裁判所は、第1回公判期日後に、必要と認めるときは、争点と証拠の整理のために事件を期日間整理手続に付することができる。
- ウ 被告人は、挙証責任を負う立場にはないが、第1回公判前整理手続においては、検察官による証明予定事実の提示と証拠調べ請求を経て、検察官請求証拠の開示と検察官請求証拠以外の証拠の開示を受けた後に、証明予定事実その他の事実上および法律上の主張があるときは、これを明らかにしなければならない。
- エ 検察官請求証拠の開示を受けることができるのは、被告人ではなく弁護人であり、検察官請求証拠以外の証拠開示の請求権も弁護人だけに付与されている。
- オ 第1回公判前整理手続を経た事件では証拠の採否は決定済みであり、公判開始後に新たな証拠調べ請求を認めると審理予定がくるって訴訟が遅延するから、いかなる事情があろうとも、第1回公判期日後は新たな証拠調べ請求は許されない。

α : アとイ β : イとウ γ : ウとエ δ : エとオ ε : アとオ

設問 7 次の場合のうち、起訴が適法であるものの組合せを1つ選びなさい。文中の事情の他には、起訴を違法とする事情はないものとする。

- ア 検察官甲が被害者Aに対する傷害致死の罪でXを起訴し、その無罪判決が確定した後に、検察官乙が、Xには殺人の故意があったことを証明する証拠を発見したとして、改めてXをAに対する殺人罪で起訴した場合。
- イ 検察官甲が被害者Aに対する殺人罪でXを起訴し、その有罪判決が確定した後に、検察官乙がAに対する殺人罪でYを起訴した場合。
- ウ 検察官は告訴権者Aの告訴を得て被告人Xを強制わいせつ罪で起訴したが、Aは告訴権者ではないとして公訴棄却の判決を言い渡されたため、この公訴棄却の判決が確定した後、真の告訴権者であるBの告訴を得て、同一事件について被告人Xを強制わいせつ罪で再度、起訴した場合。
- エ 検察官は、被害者Aの告訴を得て、Aに対する器物損壊罪でXを起訴したが、Aの告訴が、Xが犯人であることをAが知ってから1年が経過してなされたものであった場合。
- オ 被告人Xについて、速度違反の罪で10万円の罰金を言い渡した略式命令が確定した後、検察官が同一の事件につき速度違反の罪でXを正式起訴した場合。

α : アとイ β : イとウ γ : ウとエ δ : エとオ ε : アとオ

設問 8 強盗被疑事件（以下、上記強盗事件という）の被疑者Aの司法警察員の取調べにおける供述を録取した供述調書（以下、上記供述調書という）の証拠能力に関する記述として、最高裁判例に照らして正しいものの組合せを1つ選びなさい。

- ア Aが上記強盗事件で起訴された場合に、上記供述調書を公判でAに対する証拠とする場合には、供述調書の内容にかかわらず任意性さえあれば証拠能力を有する。
- イ 上記強盗事件の共犯者Bが起訴された場合、上記供述調書を公判でBに対する証拠とする場合には、供述調書がAにとって不利益な内容であれば任意性さえあれば証拠能力を有する。
- ウ AとBが上記強盗事件の共犯として一緒に起訴され、共同被告人として審理を受ける場合、上記供述調書を公判でBに対する証拠とする場合には、供述調書がBにとって不利益な内容であれば任意性さえあれば証拠能力を有する。
- エ AとBが上記強盗事件の共犯として一緒に起訴され、共同被告人として審理を受ける場合、上記供述調書を公判でAに対する証拠とする場合には、供述調書がAにとって不利益な内容であれば任意性さえあれば証拠能力を有する。
- オ Aが上記強盗事件で起訴された場合に、上記供述調書を公判でAに対する証拠とする場合には、供述調書がAにとって有利な内容の場合には、特信情況下でなされた場合に限り証拠能力を有する。

α : アとイ β : イとウ γ : ウとエ δ : エとオ ε : アとオ

設問 9 伝聞、非伝聞の区別に関して、伝聞を 1、非伝聞を 2 と表示した場合、正しい組合せを 1 つ選びなさい。

- ア 被告人 X の名誉毀損被告事件の公判で、「A が私の家からお金を盗んだ」と書かれたピラを、被告人 X が作成し配付し被害者 A の名誉を毀損したピラとして検察官が取調べ請求した場合。
- イ 被告人 X の窃盗被告事件の公判で、証人 A が、被告人 X が窃盗をする状況を目撃した B から聞いた目撃状況を証言した場合。
- ウ 被告人 X の傷害被告事件の公判で、被害者 A が被告人 X に殴られた直後に作成した、殴られた状況を書き留めたメモを検察官が取調べ請求した場合。
- エ 被告人 X の窃盗被告事件の公判で、A が作成した「X が私の家からお金を盗んだ」と書かれたピラを、被告人 X が A 宅での窃盗を犯した事実を立証するために検察官が取調べ請求した場合。
- オ 被告人 X の強姦被告事件の公判で、被害者 A の告訴調書を A が告訴した事実を立証するために検察官が取調べ請求した場合。

α : ア = 1 イ = 2 ウ = 1 エ = 2 オ = 1
β : ア = 1 イ = 1 ウ = 2 エ = 2 オ = 2
χ : ア = 2 イ = 1 ウ = 1 エ = 1 オ = 2
δ : ア = 2 イ = 1 ウ = 2 エ = 2 オ = 1
ε : ア = 1 イ = 2 ウ = 1 エ = 1 オ = 1

設問 10 検察官は 1 件の出資法第 5 条第 2 項違反の制限超過利息受領行為（以下、第 1 行為という）で起訴したが、その後さらに 20 件の同様の制限超過利息受領行為（以下、第 2 行為という）が判明したため、これらも審判対象に追加する手続きをとった。以下の文章はこの事案の最高裁判例の判示の一節である。（ ）の に入るべき適切な語句の組合せを 1 つ選びなさい。なお、文中の・・・は判示の省略部分を示している。

「本件出資法第 5 条第 2 項違反の各行為は、個々の超過利息受領行為ごとに 1 罪が成立し、併合罪として処断すべきものであるから・・・、検察官としては、前記・・・事実<注：第 2 行為>を訴追するには、（ ）ではなく（ ）の手続によるべきであった。しかし、検察官において、（ ）書を裁判所に提出することにより、その請求に係る特定の事実<注：第 2 行為>に対する（ ）を表明したものとみられるから、その時点で刑事訴訟法第 254 条第 1 項に準じて公訴時効の進行が（ ）すると解するのが相当である」

ア：訴因撤回 イ：追起訴 ウ：訴因変更請求 エ：中断 オ：停止
カ：訴追意思

α : ア、イ、エ β : ア、ウ、オ χ : ウ、エ、オ
δ : イ、エ、カ ε : イ、オ、カ

- - - このページは空白です - - -

【行政法 問題】

設問1 国家賠償法に関する次の記述について、正しいものに、誤っているものに×を付した場合の正しい組合せを1つ選びなさい。

- ア 国家賠償法第1条は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が不法行為を行った場合に国又は公共団体が被害者との関係で損害賠償責任を負うことを定めた規定であるが、ここで「公務員」というのは、国や公共団体の正規の職員をいい、アルバイト職員や臨時職員を含まない。
- イ 国家賠償法第2条は、公の営造物の設置・管理に瑕疵があった場合の国又は公共団体の損害賠償責任について定めたもので、「設置・管理の瑕疵」とは、最高裁判例によれば、公の営造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。
- ウ 国家賠償法第2条は、無過失責任であるとされているが、最高裁判例によれば、管理の態様も瑕疵判断の一要素として判断されている。

α : ア× イ ウ β : ア× イ ウ× γ : ア イ× ウ×
δ : ア イ× ウ ε : ア× イ× ウ×

設問2 行政事件訴訟法第3条第2項にいう「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に関する次の記述について、最高裁判所の判例に照らし、明らかに誤りであるものの個数を1つ選びなさい。

- ア 国や公共団体以外の団体の行う行為であっても該当するものがある。
- イ 行政計画の中でも該当するものがある。
- ウ 事実行為であっても該当するものがある。
- エ 国や公共団体を名宛人とするものであっても該当するものがある。

α : 0個 β : 1個 γ : 2個 δ : 3個 ε : 4個

設問3 2005年の行政事件訴訟法改正の内容に関する次の記述について、正しいものに、誤っているものに×を付した場合の正しい組合せを1つ選びなさい。

ア 2004年の行政事件訴訟法改正により、不作為に対する救済として義務付け訴訟が新たに法定されたので、不作為の違法確認訴訟はもはや不要であるとして廃止された。

イ 取消訴訟の被告適格について、従来「行政庁」であったものが原則として「行政庁の所属する国又は公共団体」となった。ただし、弁護士に対する懲戒処分取消訴訟のように、弁護士会が行う行政処分の取消訴訟で被告となるのは、改正以後も当該処分を行った行政庁（弁護士会）である。

ウ 取消訴訟の原告適格について、従来の基準は余りに厳格すぎたので、行政事件訴訟法第9条第1項の「法律上の利益」に代えて新たに「法的利益」の文言が用いられるようになった。

α : ア× イ ウ β : ア× イ ウ× γ : ア イ× ウ×
δ : ア イ× ウ ε : ア× イ× ウ×

設問4 理由提示ないし理由附記に関する次の記述について、正しいものに、誤っているものに×を付した場合の正しい組合せを1つ選びなさい。

ア 判例によれば、外務大臣が行った旅券法による旅券発給拒否処分について、拒否の根拠となる条文を摘示すれば違法ではないとしている。

イ 青色申告に対する更正処分は、帳簿書類を調査し、その調査によって課税標準等の計算に誤りがあると求められる場合にのみできるとされている（所得税法第155条第1項等）。判例は、この場合の理由附記は、更正通知書に記載すべき理由は、単に更正にかかる勘定項目とその金額だけではならず、そのような更正をした根拠を帳簿記載以上に信憑性のある資料を摘示することによって具体的に示す必要があるとしている。

ウ 判例は青色申告に対する更正決定の理由不備の瑕疵は、その後の再調査決定に理由が付されたことによって治癒されるものではないとしており、また、審査裁決に理由が付されたことによっても治癒されるものではないとしている。

エ 理由附記の目的は、判例によれば、もっぱら行政処分の理由を相手方に知らせ、不服申立の便宜を図ることにある。

α : ア× イ ウ エ× β : ア イ× ウ× エ
γ : ア× イ× ウ エ× δ : ア イ ウ エ
ε : ア× イ ウ エ×

設問 5 行政上の強制執行制度に関する次の記述について、明らかに誤りであるものの個数を1つ選びなさい。

- ア 民事法においては原則として自力救済は禁止されているが、行政法においては行政機関に自力救済を認めた法令が存在する。
- イ 戦前には一般法として「行政執行法」があり、行政上の強制執行手段として、代執行、執行罰、直接強制の手段が一般に利用可能であったが、戦後は一般法として「行政代執行法」があるだけなので、一般的な行政上の強制執行手段としては、代執行が利用できるだけとなった。
- ウ 行政行為には自力執行力があるので、行政行為によって命じられた義務を私人が任意に履行しない場合には、行政機関は、最終的には義務の履行を強制することができる。もっとも、強制執行手段の選択において、その裁量行使に濫用があれば違法となる。
- エ 直接強制と即時強制は、共に、私人の身体・財産に実力を加えて行政目的を達成しようとするところに共通点があるが、直接強制は行政上の義務履行確保の一手段であって、先行する行政行為等によって私人に課せられた義務の履行を強制するために用いられる点で区別される。
- オ 行政上の義務履行を確保する手段として執行罰がある。義務の不履行が継続すればするほど経済的負担が加重されるので、執行罰は今日では環境行政領域において広く利用されている。

α : 0個 β : 1個 γ : 2個 δ : 3個 ε : 4個

設問 6 行政調査に関する次の記述について、正しいものに 、誤っているものに × を付した場合の正しい組合せを1つ選びなさい。

- ア 行政調査を授權している法令には、しばしば、行政調査権が「犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない」との明文規定が置かれていることがある。この規定があるため、税法上の質問検査権で得た資料は後の犯則事件の証拠として利用することは一切許されないというのが最高裁判例の立場である。
- イ 税法上の質問検査権は、その必要性が高い場合には、相手方私人の抵抗を排除して実力で家屋への立入りを認めたものである。憲法第35条の趣旨からも、原則として裁判所の発する令状（許可状）が必要であると解するのが最高裁判例の立場である。
- ウ 行政調査が違法であれば、違法な行政調査で得た資料に基づく行政処分は原則として違法となるというのが最高裁判例の立場である。

α : ア × イ ウ β : ア × イ ウ × γ : ア イ × ウ ×
δ : ア イ × ウ ε : ア × イ × ウ ×

設問7 不作為についての不服申立て及び不作為の違法確認訴訟に関する次の記述のうち、もっとも妥当なものを1つ選びなさい。

- ア 不作為についての不服申立ては、法令により申請が認められている場合に、実際に申請を行った者でなくても、相談等の問い合わせ等をしていればできる。
- イ 法令上の申請の申請をした者は、不作為についての不服申立てを経たのちでなければ、不作為違法確認訴訟を提起できない。
- ウ 行政庁の不作為については、不服申立期間や出訴期間の制限はなく、申請に対して相当の期間内に何らの行為も行われていない状態であれば、不作為についての不服申立て及び不作為の違法確認訴訟を提起できる。
- エ 不作為違法確認訴訟については、裁判所は、当該不作為行為の違法を宣言するだけであるが、不作為についての不服申立てでは、申立てを受けた行政庁は不作為庁に替わって申請に対する行為を自らすることができる。
- オ 申請行為に対する不作為があるときに、義務づけ訴訟を提起する場合には、つねに、不作為違法確認訴訟を併合提起する必要がある。

α : ア β : イ γ : ウ δ : エ ε : オ

設問8 行政行為に関する次の記述のうち、明らかに誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 許可とは、法令又は行政行為によって課されている一般的禁止を、特定の場合に解除する行為をいい、食品衛生法による飲食店の営業許可がその例である。
- イ 認可とは、私人の法律行為を前提として、いわばこの行為を補充して、その法的効果を完成させる行為をいい、例としては農地法第3条による農地売買の許可が挙げられる。
- ウ 電気事業やガス事業については、当該事業主体の設立について許可が必要とされているが、この許可は、設立行為を完成させるものであるから講学上の認可にあたる。
- エ 多くの営業許可は、憲法上の営業の自由を規制する法律によって国民の生命や健康の安全の確保等のため規制されているものを解除するものであるから、原則として、その許可は与えられるものと解されている。
- オ 特許とは、私人に直接、特定の独占的・排他的権利を付与し、または、行政主体と私人の間に包括的な権利関係を設定するものと説かれてきた。例としては、鉱業権の設定が挙げられる。

α : ア β : イ γ : ウ δ : エ ε : オ

設問 9 損失補償に関する次の記述のうち、妥当なものの個数を 1 つ選びなさい。

- ア 損失補償は、違法な公権力の行使に伴う私人の財産権侵害に対して行う。
- イ 損失補償は、原則として金銭で行うが、場合によっては現物で行うこともできる。
- ウ 土地収用の場合の補償金の額は、近傍類地の取引価格等を考慮して算定した事業の認定の告示の時点における相当な価格に、権利取得裁決の時までの物価の変動に
応ずる修正率を乗じて得た額とされている。
- エ 損失補償は、財産権の特別な負担だけでなく、財産上の一般的負担や財産権に内
在する社会的制約についても行われる。
- オ 損失補償は、判例によれば、法律に具体的な規定がある場合に請求権が発生する
ものであり、補償規定を欠く場合は違憲である。

α : 1 個 β : 2 個 γ : 3 個 δ : 4 個 ε : 5 個

設問 10 仮の権利救済に関する次の記述について、正しいものに 、誤っている
ものに x を付した場合の正しい組合せを 1 つ選びなさい。

- ア 民事保全法に定められている仮処分は、行政機関の活動には適用されない。
- イ 執行停止が認められるためには、取消訴訟等の本案訴訟の適法な係属が必要である。
- ウ 従来の判例では、執行停止は比較的容易に認められる傾向にある。
- エ 行政代執行のような事実行為であっても、執行停止の対象として申立てをすることが
できる。
- オ 弁護士会が、その所属する弁護士 A に行った業務停止 3 月の処分に対して、当該
懲戒処分を受けた A は、弁護士会に対して行った審査請求に関する弁護士会の棄
却裁決の取消訴訟を提起して、さらに執行停止の申立てもできる。

α : ア x イ ウ エ x オ x
β : ア イ x ウ x エ オ x
γ : ア x イ x ウ エ x オ
δ : ア イ ウ x エ オ x
ε : ア x イ ウ x エ オ